

秀明大学 障がい学生支援ガイドライン

2019年4月1日制定

I. 目的

秀明大学では、平成28年4月1日施行の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成25年法律第65号）第11条第1項に基づき定めた「文部科学省所管事業における障害を理由とする差別の解消の促進に関する対応指針」（平成27年文部科学省告示第180号）に則り、「秀明大学障がい学生支援に関する基本方針」に基づいて、すべての学生、及び入学を志願する者に対し、障がいを理由とする差別を行わず、障がいのない学生と平等に修学できるよう卒業まで可能な限り学生生活を支援するために必要な事項を定めることを目的とする。

II. 基本方針

秀明大学（以下「本学」という。）は、建学の精神である「常に真理を追究し友情を培い、広く社会に貢献する人間形成を目的とする」に基づき、優れた人材育成を掲げている。また、本学教職員は障がいを理由とする差別の解消に取り組むように努めるとともに、本学の学生が平等に教育・研究に参加できるように機会の確保に努める。

本学は、障がいのある学生への理解に基づき、ダイバシティ（多様性）推進の一つとして、自主性を尊重しつつ個々の障がいにふさわしい支援を的確に把握して対応する。とりわけ、本学学生が障がいを理由に修学をあきらめることのないよう、関係する各部署や学部・学科及び学外機関等と連携しつつ、対話と相互理解を通じ、障がいの個別的な状況や程度に応じて合理的な配慮に基づく支援を行う。

III. 定義

1. 障がい学生

本学に在籍する全学部学生、（以下「学生」という。）であって、「障害者基本法」第2条第1号に規定する障がい者、即ち、身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）その他の心身の機能の障がい（難病に起因する障がいを含む。以下「障がい」という。）がある者であり、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

（1）社会的障壁

障がい学生にとって、日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

（2）不当な差別的取扱い

障がい学生に対して、本学における教育・研究活動等に関して、障がいを理由として不利に取り扱うことをいう。

IV. ガイドライン

1. 支援内容

- （1）入試説明会、オープンキャンパス、入学試験など入学までの特別措置に関する相談・対応

- (2) 入学後の履修相談、授業における配慮
- (3) 学生生活への対応
- (4) 就職活動に伴う相談
- (5) 当該学生への対応・学内外連絡等
- (6) 学生及び教職員への啓発（研修会、後援会）

2. 施設整備

授業、試験及び行事において、障がい学生が参加できるよう、障がいに応じてできる限り支援する。

3. 個人情報保護

支援のなかで知り得た情報は、厳重に管理するほか、第三者への開示及び提供は、改正個人情報保護法（平成 29 年 5 月 30 日施行）に定める「要配慮個人情報」に則し、本人の同意を得た上で、必要な手続きをとる。

4. 情報公開

障がい学生の在学状況、障がい学生に対する支援の方法などについて、ホームページ等において情報公開する。

5. 系列高校・中学校における支援

本ガイドラインの基本方針及び支援内容に準じて、各学校において支援、検討する。

6. 不服の申立て

本学は、本学の支援に関して、支援を申し出た者又はその関係者から不服の申立てがなされた場合、建設的対話を通じて解決に努めなければならない。

V. 改廃

本ガイドラインは、必要に応じ、秀明大学障がい学生修学支援連絡協議会にて見直しを行い、改廃については、教育開発推進機構運営委員会の議を経て学長が行う。

VI. 支援体制

秀明大学は、障がい学生の教育及び学生生活等の支援を通じて修学環境の向上を図ることを目的として、秀明大学障がい学生支援委員会を配置する。

VII. 相談窓口

秀明大学学生課 障がい学生支援担当

以上